

浄化槽法の一部を改正する法律案(衆第一七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽からの放流水の水質について、技術上の基準を創設する等必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示する。
- 二、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質についての技術上の基準を創設する。
- 三、浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期の見直しを行う。
- 四、浄化槽の維持管理等に対する都道府県知事の監督規定を強化するとともに、罰則の規定を整備する。
- 五、この法律は、平成十八年二月一日から施行する。